

## DOBERMAN SYSTEM DS-UTM HG 付帯特典 PC 修理費用保険利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社リステック（以下、「当社」といいます。）が提供する製品 DOBERMAN SYSTEM DS-UTM HG（以下、「本製品」といいます。）に付帯する「PC 修理費用保険」（以下、「本特典」）の利用条件を定めるものです。本製品のご利用者様（以下、「お客様」といいます。）には、本規約に従って、本特典をご利用いただきます。本特典の利用者は、保険の契約上は「被保険者」又は「記名被保険者」と表現されます。なお、特典の内容は、当社の裁量により変更される場合があります。

## ■補償内容

- (1) 被保険者が所有する対象製品に外装破損・損壊、水濡れ、全損および故障が発生し、保険の対象である対象製品が修理または有償交換された場合に、修理または有償交換に要した費用を保険金としてお支払いします。
- (2) お支払い金額は 1.2.の場合によります。
  1. 対象製品が修理可能な場合、年間上限 30 万円(回数制限なし)とします。
  2. 対象製品が修理不可の場合、下記 a.b.のいずれか小さい金額とします。
    - a. 年間上限 15 万円
    - b. 対象製品購入時の金額

## ■対象製品

本特典の対象製品(以下、「対象製品」といいます。)は、お客様に所有権があり、お客様の事業所内で使用している機器、且つ日本国内で販売されるノート型、デスクトップ型で、メーカーの製品保証が付与されている PC に限ります。ただし、対象製品の付属品・消耗品・インストールされているソフトウェアは含みません。また、レンタル品やリース物件等、お客様に所有権がない PC およびタブレット PC (Windows タブレット / iPad / Android タブレットその他) は本特典の対象外です。なお、対象製品購入日の確認のため、領収書・納品書又は保証書のコピーをご提出いただくことがあります。

## ■契約内容

当社は、さくら損害保険株式会社を引受保険会社とし、保険契約を締結しています。本特典は、当社とさくら損害保険株式会社との保険契約の約款に従い履行されるものとします。本特典のご不明点につきましては下記【さくら損害保険 保険金請求窓口】へお問い合わせください。

## 【さくら損害保険 保険金請求窓口】

さくら損害保険株式会社

電話：0120-982-267 メール：ins\_request@sakura-ins.co.jp

受付時間：10:00～19:00（年末年始は除く）

**■保険金をお支払いしない主な場合**

◆次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

- ①次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人
  - イ. アに規定する者の法定代理人
  - ウ. アに規定する者の業務に従事中の使用人
- ②被保険者と生計を同一にする親族の故意
- ③天災地変、国または公共団体の公権力の行使、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- ⑥利用開始日以前、もしくは利用契約が終了した日の翌日以降に対象端末に生じた損害
- ⑦対象製品が、日本国内で販売されたメーカー（日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。）純正の製品および移動体通信事業者（仮想移動体通信事業者を含みます。）によって販売された製品以外の場合
- ⑧対象製品を被保険者が家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
- ⑨対象製品が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- ⑩対象製品にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料および費用支払時の事務費用等）
- ⑪修理費のなかに航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用
- ⑫盗難及び国外で生じた損害

**■修理費用保険の手続き**

本特典をご利用後、修理費用保険金のご請求を行う場合は、

上記【さくら損害保険 保険金請求窓口】へご連絡ください。

保険金請求権は損害発生した時より発生し、これを行使することができます。

**◆保険金のご請求時にご提出いただく書類**

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金のご請求を行う場合は、事故受付後に下記書類のほか、保険会社及び当社が求めるものをご提出いただきます。

**修理可能な場合**

- ①事故状況説明書 兼 保険金請求書
- ②写真（故障エビデンス）
- ③修理見積書および内容明細書・請求書・領収書

**修理不可能な場合**

- ①事故状況説明書 兼 保険金請求書

- ②写真（故障エビデンス）
- ③修理不能証明書
- ④対象製品の購入金額がわかるもの

■他の補償との重複

保険の対象がメーカー保証等による補償制度等（以下、「他の補償制度」といいます）により、本契約で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

2022年4月7日  
株式会社リステック